

水道用ポリ塩化アルミニウム(普通塩基度 PAC 250A) (単価契約) の購入仕様書

(一般)

第1条 本仕様詳細にて購入する水道用ポリ塩化アルミニウム(普通塩基度 PAC 250A)は大阪広域水道企業団岸和田水道センター流木浄水場において水処理用として使用するものである。

(関係法令等の遵守)

第2条 受注者は、水道用ポリ塩化アルミニウム(普通塩基度 PAC 250A)の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

(品質)

第4条 納入する水道用ポリ塩化アルミニウム(普通塩基度 PAC 250A)の規格については、次のとおりとする。

- (1) 日本水道協会の水道用薬品等に係わる品質認証登録を受けたものであること。
- (2) JWWA K154：2016 に規定する下表品質に適合する製品とする。

項 目	規 格
外 観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重 (20℃)	1.19 以上
酸化アルミニウム (Al_2O_3)	10.0～11.0%
塩基度	45～65%
pH値 (10g/L 溶液)	3.5～5.0
硫酸イオン (SO_4^{2-})	3.5%以下

- (3) 「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号別表第1に掲げる基準に適合するものとする。なお、設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」に基づくものとする。

(品質検査)

第5条 納入する水道用ポリ塩化アルミニウム(普通塩基度 PAC 250A)の品質検査については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、契約締結後、前条第1号に示した「水道用薬品等の認証登録証」の写し及び前条第2号及び第3号に示した項目に適合することを証明する分析結果書を速やかに提出すること。
- (2) 受注者は、納入する輸送車ごとに前条第2号の分析結果書を発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、発注者が独自に行う検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

(納入)

第6条 水道用ポリ塩化アルミニウム(普通塩基度 PAC 250A)の納入については、次のとおりとする。

(1) 納入場所

流木浄水場 岸和田市流木町4 7 2 番地

(2) 納入日

令和7年7月1日から令和8年3月31日の間で、発注者の指定する日とする。

(3) 納入時間

発注者から特別な指定がある場合を除き、午前9時から午後4時までとする。

(4) 納入方法

納入に当たっては、発注者の職員が立会い指示するものとし、発注者の施設の受入口等に適合した方法で納入すること。

流木浄水場 JIS10K 50A フランジ接続

(納入予定数量)

第7条 水道用ポリ塩化アルミニウム(普通塩基度 PAC 250A)の納入予定数量(合計)は16,000kg、1回当たりの納入数量は、タンクローリーにより4,000kg程度とする。なお、処理水量や水質状況により、納入数量は変動する。

(計量)

第8条 納入量の検収は、受注者が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を発注者に提出し、発注者がこれを受領・確認することをもって発注者の検収に代えるものとする。なお、これらに係る費用は受注者の負担とする。

(契約の解除)

第9条 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、立会い職員から改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして契約業者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(その他)

第10条 この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議して定めるものとする。